事　務　連　絡
令和８年３月 31 日

各 （都道府県／保健所設置市／特別区） 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について（周知）

平素より地域保健活動の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

被災地における見守りや相談支援については、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援事業により実施されており、切れ目のない支援のために「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和２年 12 月７日付け社援地発 1207 第１号、社援基発 1207 第１号、障障発 1207 第１号、老認発 1207 第１号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）が通知されていたところです。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 51 号）が令和７年７月に施行されたこと等を踏まえ、別紙の「被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について」（令和８年３月 31 日付け社援地発 0331 第１号、社援基発 0331 第１号、障障発 0331 第３号、老認発 0331 第４号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）が発出されており、被災者への見守り・相談支援に当たっては、福祉部局と保健部局との連携を図るよう努めることとされておりますので周知いたします。

つきましては、本趣旨について御理解いただき、高齢者や障害者等の要配慮者への支援に当たっては、これら福祉関係者とも連携のもと御対応いただきますようお願いいたします。

【担当】
厚生労働省健康・生活衛生局
保健指導室
TEL：03-5253-1111（内線2394）
FAX：03-3503-8563

社援地発0331第１号
社援基発0331第１号
障障発０３３１第３号
老認発０３３１第４号
令和８年３月31日

各（都道府県／指定都市／中核市）　災害福祉支援ネットワーク
被災高齢者等把握事業　主管部（局）長　殿
被災者見守り・相談支援等事業

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（　公　印　省　略　）

被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について

災害により被災された方への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、既存の福祉サービス事業者や保健医療福祉の関係者、NPO法人、ボランティア団体等の多くの関係者による取組が実施されることに加え、

・　災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）による避難所や在宅等で生活する高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に対する日常生活上の支援や課題を解決するための相談支援等
・　被災高齢者等把握事業による在宅で生活する高齢者、障害者等へのケアマネジャー・相談支援専門員等の専門職による生活支援の助言等
・　被災者見守り・相談支援等事業による応急仮設住宅に入居する方等への見守りや相談支援等

の各取組が実施されている。

その上で、被災されたそれぞれの方の状況に応じて切れ目のない支援を実施するに当たっては、支援に関する情報共有を行うなど、各取組の実施者間の十分な連携の下で実施されることが重要となる。

今般、各取組の実施者間の連携について、その留意事項を下記のとおりお示しするので、各自治体の関係部局におかれては、その趣旨を踏まえ積極的な連携に努めていただくよう、よろしくお取り計らい願いたい。

併せて、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に対して、本通知を周知いただくとともに、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業の連携に向けて、管内市町村との連携に努めていただくようお願いする。（全体的なイメージを別添としてまとめているので参考にされたい。）

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和２年12月７日付け社援地発1207第１号、社援基発1207第１号、障障発1207第１号、老認発1207第１号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)は廃止する。

記

１　各取組の担当部局間及び実施自治体間における連携体制の構築

各自治体においては、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業の担当部局が異なることが想定されるため、発災時に被災者にとって切れ目のない支援を実施できるよう、平時から担当部局間において、それぞれの取組の目的や趣旨について相互理解を深めるとともに、十分な意思疎通を図って関係性を構築するよう努めること。

また、都道府県においては、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業との連携に向けた管内市町村との調整や、各取組の複数市町村による広域での実施に向けた調整など、適宜市町村と連携を図られたい。

さらに、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組である「災害ケースマネジメント」を推進するため、防災部局（後述する被災者台帳等の観点）や、保健部局（発災初期の段階から被災者の健康相談対応を行う観点）とも、十分な意思疎通を図って関係性を構築するよう努めること。

なお、本通知については、内閣府（防災担当）から各自治体の防災部局に対し、厚生労働省健康・生活衛生局から各自治体の保健部局に対しても共有されている。

２　戸別訪問等のアウトリーチに当たっての避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の活用について

発災時、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業により、戸別訪問等のアウトリーチを円滑に行うに当たっては、避難行動要支援者名簿（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第１項に規定する「避難行動要支援者名簿」をいう。以下同じ。）、個別避難計画（災害対策基本法第49条の14第１項に規定する「個別避難計画」をいう。以下同じ。）及び被災者台帳（災害対策基本法第90条の３第１項に規定する「被災者台帳」をいう。以下同じ。）に掲載された情報を活用することが有効である。

なお、支援の前後で取得・提供する個人情報の取扱いの詳細は、「５　個人情報の取扱いへの配慮」を参照されたい。

３　戸別訪問等のアウトリーチに当たっての被災者台帳の標準的記載項目の積極的な

把握及び共有について

DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業により把握する被災者に関する情報を、幅広い関係者間で円滑に共有するためには、被災者台帳に記載・記録する標準的な事項を踏まえてヒアリングを行うことが重要である。

この点、内閣府（防災担当）が「被災者台帳と連動したヒアリングシート（例）」を、内閣府（防災担当）及び厚生労働省健康・生活衛生局が「被災者健康相談票 （共通様式）」及び「被災者健康相談票 （保健師等様式）」を作成しているので、これらも参照するとともに、平時から被災者台帳の担当部署との間で災害時の情報共有を円滑に行うための調整をすること。

（参考）

- 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和８年３月31日付け府政防第514号、科発0331第12号、医政発0331第74号、産情発0331第９号、健生発0331第35号、感発0331第９号、医薬発0331第23号、社援発0331第49号、障発0331第13号、老発0331第13号内閣府政策統括官（防災担当）、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、健康・生活衛生局長、健康・生活衛生局感染症対策部長、医薬局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

（掲載元）厚生労働省HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html

- 「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について」（令和７年10月15日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）、厚生労働省健康・生活衛生局健康課長事務連絡）
- 「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」（令和７年８月 内閣府（防災担当避難支援室））

（掲載元）内閣府（防災担当）HP
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html

４　支援に関する情報共有と切れ目のない支援の実施

発災時における被災者への支援に当たっては、時間の経過や被災者の避難生活場所の移動等により被災者が置かれる環境が変化する中で、それぞれの状況に応じてDWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業により支援を行っているが、各取組が同一の者により実施される場合はもとより、各取組の実施者が異なる場合であっても、被災者にとって切れ目のない支援が実施される必要がある。

このため、各取組の実施者はそれぞれの目的や趣旨について相互理解をした上で、例えば、アセスメント内容や支援内容（見守り訪問の頻度や１回当たりの訪問時間、被災者の心配事等）の情報を共有するなどして、被災者にとって切れ目のない支援となるよう努めること。

また、具体的な支援の流れについては、

- DWATによる支援から始まり、被災高齢者等把握事業の実施、その後に被災者見守り・相談支援等事業の実施
- DWATによる支援から始まり、被災者見守り・相談支援等事業の実施
- 被災高齢者等把握事業による支援から始まり、被災者見守り・相談支援等事業の実施

のように、様々なケースがあるが、いずれの場合でも情報を共有しながら支援を進めていくことが必要となるため、要支援者情報の提供について、実施者間で連携するとともに、必要に応じて、自治体が各取組の実施者間の情報伝達を行うなど連携の中心となるよう努めること。

なお、支援の前後で取得・提供する個人情報の取扱いの詳細は、「５　個人情報の取扱いへの配慮」を参照されたい。

５　個人情報の取扱いへの配慮

＜「２　戸別訪問等のアウトリーチに当たっての避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の活用について」関係＞

避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の作成主体である市町村又は当該市町村から情報提供を受けた都道府県は、被災高齢者等把握事業又は被災者見守り・相談支援等事業を社会福祉協議会や NPO 法人等に委託して実施する場合には、委託を受けた社会福祉協議会や NPO 法人等に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）及び被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を提供することが可能である。

このとき、委託を受けた社会福祉協議会や NPO 法人等は、被災高齢者等把握事業又は被災者見守り・相談支援等事業という委託された業務の範囲内でのみ、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を取り扱うこととなるとともに、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならないことに留意すること（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 66 条第２項第１号）。また、委託元の市町村及び都道府県においては、自ら講ずべき安全管理措置として、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う必要があることに留意すること（個人情報保護法第 66 条第１項）。

また、災害時、避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の作成主体である市町村は、名簿情報及び個別避難計画情報については災害対策基本法第 49 条の 11 第３項及び第 49 条の 15 第３項の規定に基づき、台帳情報については個人情報保護法第 69 条第２項第４号の規定に該当する場合に、被災者本人の同意がない場合でも、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を DWAT に提供することができる。

加えて、避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の作成主体である市町村から情報提供を受けた都道府県は、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報の保有に当たって個人情報保護法第 61 条第１項の規定に基づき個人情報の利用目的として「DWAT へ提供すること」を特定した場合には、個人情報保護法第 69 条第 1 項に基づき、被災者本人の同意がない場合でも、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を DWAT に提供することが可能である。

このとき、DWAT は、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成 30 年５月 31 日付社援発 0531 第１号厚生労働省社会・援護局長通知の別添）で規定された業務の範囲内でのみ、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を取り扱うこととなるとともに、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならないことに留意すること（個人情報保護法第 66 条第２項第１号）。加えて、個人情報の取扱いの委託元の市町村及び都道府県においては、自ら講ずべき安全管

理措置として、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う必要があることに留意すること（個人情報保護法第 66 条第１項）。このほか、名簿情報及び個別避難計画情報については、災害対策基本法第 49 条の 12 及び第 49 条の 13 並びに同法第 49 条の 16 及び第 49 条の 17 の規定を遵守するとともに、台帳情報については、同法第 90 条の５及び第 90 条の６を遵守すること。

＜「４　支援に関する情報共有と切れ目のない支援の実施」関係＞

戸別訪問等により取得する被災者に関する情報には、機微な情報も多く含まれることから、個人情報の取扱いには十分配慮すること。DWAT を含む各取組の実施者は、病歴、障害を有する事実等の要配慮個人情報を取得する場合には、個人情報保護法第 20 条第２項の規定の基づき、あらかじめ本人の同意を得ること。また、DWAT を含む各取組の実施者間を含む関係者間での情報共有に当たっては、本人の同意を得ることが原則となる。具体的には、個人情報保護法第 27 条第１項柱書の規定に基づき、取得した被災者に関する情報について、被災者への見守り・相談支援の実施に必要な限度で、当該関係者に対して提供を行う旨、戸別訪問等の際にあらかじめ本人の同意を得ておくこと。

その上で、各取組の実施者が取得した情報を関係者に提供する際に、当該提供について本人の同意が得られなかった場合においても、個人情報保護法第 27 条第１項第４号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合には、当該提供が可能である。

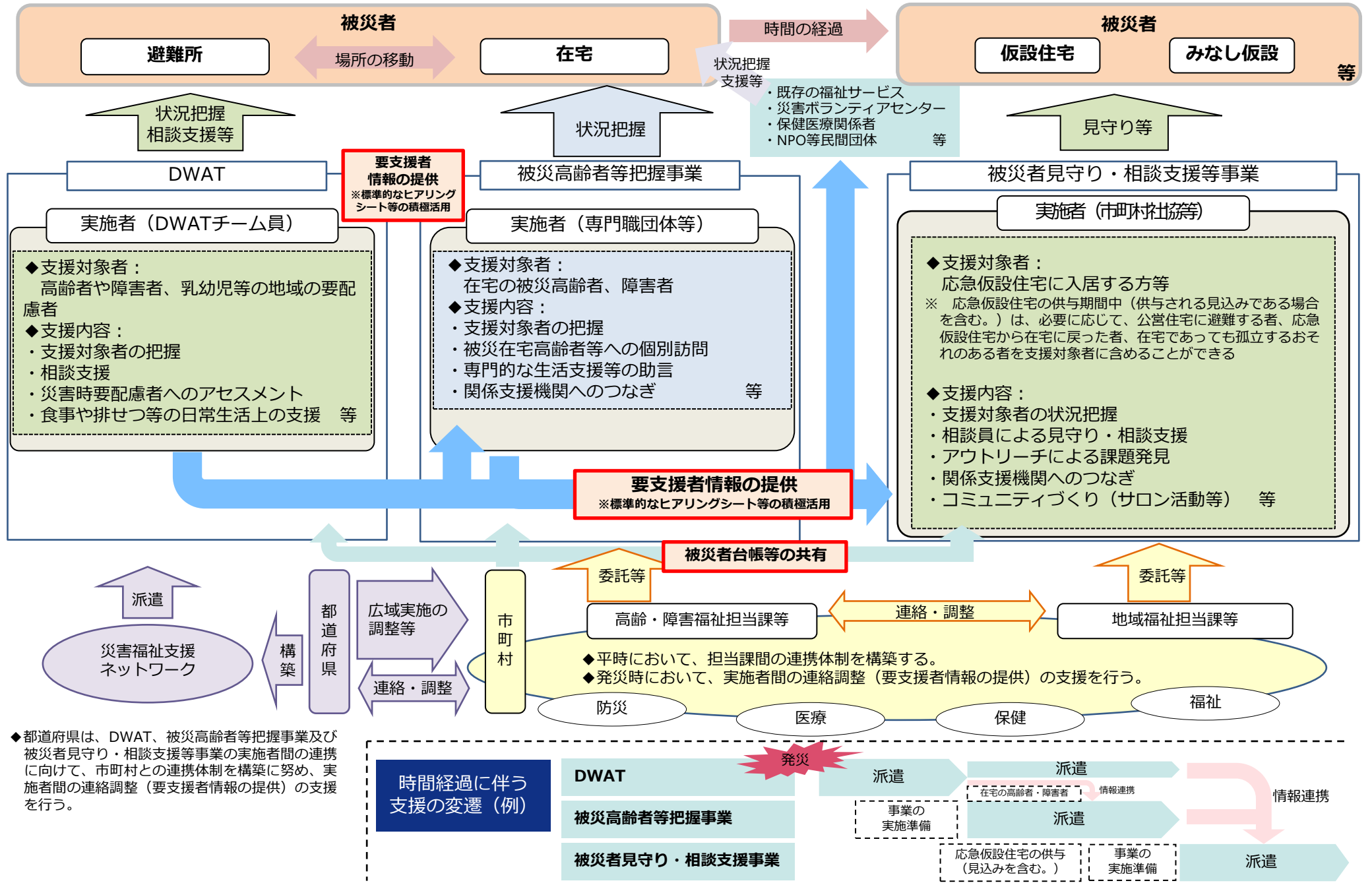
なお、個人情報の取扱いについては、DWAT を含む各取組の実施者だけではなく自治体の関係部局も参画の上で検討すること。

（参考）

・　「被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について」（令和７年７月８日府政防第 1092 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当））
（掲載元）内閣府 HP
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html

・　「自己点検チェックリスト」（個人情報保護委員会）
（掲載元）個人情報保護委員会 HP
https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/

被災者への見守り・相談支援（災害ケースマネジメント）に係る実施者間の連携のイメージ（別添）



◆都道府県は、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業の実施者間の連携に向けて、市町村との連携体制を構築に努め、実施者間の連絡調整（要支援者情報の提供）の支援を行う。